

Title	社会学者としてのロレンツ・フォン・シュタイン:シュタイン研究序論
Sub Title	
Author	加田, 哲二(Kada, Tetsuji)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1927
Jtitle	哲学 No.3 (1927. 12) ,p.1- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000003-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社會學者としてのロレンツ

フォン・シュタイン

|| シュタイン研究序論 ||

加田 哲二

一 シュタインの生涯

二 シュタインの業績

三―四 シュタインの社會學史上の地位並にその思想の背景

五―一八 「佛蘭西社會運動史」に現はれた社會學的思想

—

シュタインとは何人であるか。彼は千八百十五年十一月十五日シュレスウイヒ公領エツケルンフェルデのバルビイ村に生れた。彼の父はデンマルクの陸軍大佐で

社會學者としてのロレンツ・フォン・シュタイン

—

あつて、舊家であるフライヘル・フォン・ワスナアの出であつた。シュタインの父は身分の賤しい婦人と結婚したためにその近親との交際を断られた。彼の妻はシュタインといつて、地理學者シュタイン (Chr. G. D. Stein 1771-1830) の血縁の者であつた。シュタインの父は早くこの世を去つたらしく、彼の未亡人は少年のロレンツをエッケルンフェルデの陸軍幼年學校に入學せしめた。こゝで彼はロレンツ・ヤコブ・シュタインといふ名で六歳から十七歳(或は五歳から十六歳)まで在學した。デンマルク王フリードリッヒ六世がこの學校を訪問したことがあるが、この際シュタインは始めて、父の本名を聞いたのである。このことは彼の生涯の一轉期となつた。かくて彼は千八百三十二年十七歳にして、デンマルク政府の保護によつて、フレンスブルヒのギムナジウムに入學し、更らに千八百三十五年にはキール大學に、千八百三十七年にはエナ大學にあつて、哲學並に法律を學んだ。千八百三十九年には、コペンハーゲンに於いて、シュレスウィヒ＝ホルシュタイン政府の官吏となつたが、更らに研學を續け、千八百四十年キールにおいてデンマルクの民事訴訟法に關する論文 (Die Geschichte des dänischen Zivilprozesses und das heutige Verfahren) を提出して、ド

クトル・ユリスの學位を授けられてゐる。更らに獎學資金を得て、法制史研究のために巴里に留學した。

彼の巴里留學は最も收獲の多き時であつた。彼はその滯留中病魔と金錢上の困難とがあつたにも拘らず、彼の學問上の進捗は著しいものであつた。彼は研究の傍ら、主としてシュレスウイヒールホルシュタイン問題に關するアウグスブルク・アルゲマイネ・ツァイツング(ザロモンはドイチェ・アルゲマイネ・ツァイツングとしてゐる。

今はグリュンフェルドに従ふ。)の通信員として活動した。彼の佛蘭西法制に關する研究の結果は後に、佛蘭西市制論(Die Munizipalverfassung Frankreichs 1843)となつて現はれた。彼の巴里滯在中の最大の收獲はその佛蘭西社會運動の研究である。

社會主義研究の始めらるゝや、殆んど全力をこれに集中せられて、彼の法學研究は第二次、第三次的のものとなるに至つた。社會主義の研究は、彼をして當時の著名な社會主義者、ヴィクトル・コンシデラン、レイボウ、ルイ・ブラン、カッペと接近せしめ、これがため彼は當時の佛蘭西社會主義運動の本源に觸れると共に、これに對して、深い洞察をなし得たのである。彼は、その眼前に行はれた運動に對する深い知識を

得ると共に、彼の勉強は當時の政治的並に社會的生活を歴史的に觀察することによつて、社會主義運動の意義を知らんとしたのであつた。この結果は彼の劃期的著述「佛蘭西現時の社會主義及び共產主義」(Der Sozialismus und Kommunismus des heutigen Frankreichs. Ein Beitrag zur Zeitgeschichte. 1842)となつた。シュタインはこの書の刊行によつて一躍獨逸學界に名聲を獲たのみならず、佛蘭西第十九世紀前半の社會運動史をその特殊の立場から叙述評論して、最も精細を極めたるものとして現在においても、社會主義史中第一流の著書に數へられてゐるのである。この書は千八百四十八年大なる改訂増補が加へられて第二版が出版せられてゐる。同年更らに、この書の改訂の業に従ひ、千七百八十九年から現在に至る佛蘭西社會運動史 (Geschichte der Sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage. 3Bde 1850) としてこれを出版した。(この書は幸にして千九百二十一年ゴットフリイド・ザロモンによつて新版が刊行せられた)。

巴里から獨逸に歸來したシュタインはキール大學に私講師として就職し、千八百四十六年助教授に任ぜられた。彼はこの職にあつて、シュレンスウツヒ解放運動殊に

シュレンスウツヒ公領における相續權問題に關する九教授の宣言に参加して、その職を失つた。續いて、彼はデンマルクの政治的支配に反對する一揆に指導者として参加し、七月暴動中には臨時政府の巴里代表者となり、再び巴里において、社會運動に關する彼の智見を深めることが出来た。千八百四十九年地方議會ランドタガクに選出せられたが、年餘にして、反動は來つて、デンマルクの支配は確立せられ、その當然の結果としてシュタインは、再び大學における教職から逐はれ、彼の生活上の困難に逢著した。

シュタインは政治的運動から退いてジャーナリストたらんとした。彼はこの時期においても、その學問的研究を捨てること能はず、多忙の中に幾多の科學的の著述を發表してゐる。彼は今やキールに近い農村にゐて主として「獨逸四季雜誌」(Deutsche Vierteljahrschrift)「現代」(Gegenwart)「ドイツ・アルゲマイネ・ツィツング」その他に多く匿名または略名を用ゐて執筆した。千八百五十四年彼はキールを去つて、ミュンヒェンに赴いたらしい。こゝで彼はコルプの後任として、アルゲマイネ・ツィツングの編輯に従事した。乍併、獨逸の學界は彼がジャーナリストとして活働を惜ん

で、彼に再び教職を興へんとした。ウルツブルク、ケエニヒスベルヒ、エルランゲンの諸大學は彼にその教授たらんことを要請し、彼もまた既にウルツブルク大學の教職に就かんと決定したとき、プロイセン政府は、彼の反プロイセン感情を理由としてこれを妨げたのである。

シュタインはアルゲマイネツァイツングの發行所をミュンヒェンからウキンに移す計畫を樹てた。この計畫が彼をウキンに赴かしめ、大藏大臣フライヘル・フォン・ブリュックと相識るに至らしめ、フォン・ブルックは彼に内閣顧問たらしんことを勧めたが、彼はこれを受けなかつた。然し、ウキン大學教授ノヴァクのコレラで死するや、フォン・ブルックはシュタインを彼の後任として正教授として推したのである。シュタインはこゝにウキン大學教授として、三十年以上在勤し、その中年において、更らに新らしい時期を形成するに至つた。五十年代並に六十年代の奥太利、殊にその首都ウキンはシュタインがその驥足を伸ばすべき舞臺であつた。シュタインはフォン・ブルックと同じく、千八百六十六年に至るまでは、獨逸における奥太利の優越權を信じてゐた。即ち獨逸にして欲するならば、奥太利は獨逸に於ける優越權を獲得し

なければならぬといふ意見であつた。而して彼はこの方面の研究に没頭したのである。ブルニクの懇請によつて起草した「奥太利における貨幣並に信用制度の改造」(Die neue Gestaltung des Geld= und Kreditwesens in Österreich. 1856)及びその他の多數の著作は殆んどこの問題の研究の結果である。乍併、シュタインは常に政府顧問といふやうな地位にあつて、彼は決して身自ら政界に投ずることがなかつたのである。而して、フォン・ブルニクの死と共に彼は政治に干與することを止めた。これは、ブルニクの死と共に、千八百六十六年に至つて、彼の奥太利の獨逸における優越權の確立がこの夢想に終つたことを知つたからである。

彼は爾來教授と執筆とに従事すると共に、その得たる學識を實際に行はんとした。即ち千八百七十四年彼は帝國會議ライヒス・ラートの代表ならんとし、實業家の選出を豫定して、運動しこれに失敗した。この失敗は後に彼に金錢上の困難を惹起したのであるが、彼は巧にこれを切り抜けたのである。シュタインのこの時期における主著として、次のものを數へることが出来る。

一、國家學體系 System der Staatswissenschaften. Bd. I. System der Statistik, der Populat-

ionistik und der Volkswirtschaftslehre. 1852.

Bd. II. Die Gesellschaftslehre I. Abteilung; Der Begriff der Gesellschaft und die Lehre von der Gesellschaftsklassen. 1856.

二 經濟學及び財政學教科書

Lehrbuch der Volkswirtschaftslehre. Wien 1858

Lehrbuch der Finanzwissenschaft Leipzig 1860.

三 行政學 Verwaltungslehre 7 Teile 1865-1868. Handbuch der Verwaltungslehre und des Verwaltungsrechts mit Vergleichung der Literatur und Gesetzgebung von Frankreich England und Deutschland. Stuttgart 1870.

この多産なる學者の著作並に論文の全體をこゝに擧げることとは多大の紙幅を要する。讀者諸君は、メンガア並にグリュンフルドのシュタイン著作表を一覽せらるるならば、彼が如何に多方面にして、多産の學者なるかを知らるゝであらう。彼の學界に對する功績は、その生存中に認められ、諸國の學士院は彼をその會員に推薦しして、その名譽を與へた。

ウキン大學における晩年の彼は、冬學期には經濟學と行政學を、夏學期には財政學と法律哲學を講義するを例とした。千八百八十五年の夏學期に彼はその最後の講義を行ひ、同年七十歳に達したので、埃太利大學の規定の停年法によつてその教授の職を退いた。千八百九十年肺裏に侵されてゐた彼は、ウキン大學の同僚からドクトル五十年祝典を擧げた。この祝典に代表の一員として參加したカアル・メンガアは彼の健康が當時全く破壊せられてゐたことを報じてゐる。この祝典後幾何もなく、即ち千八百五十年九月二十三日彼は死去した。彼の遺骸は盛大な式によつてマツラインスドルフの新教墓地に葬られ、ウキン大學の廻廊には彼の功績を記念する胸像が存置せられた。

二

シュタインは法律の研究をもつて、その學究生活を始めた。前述のやうに、この目的をもつて巴里に至ると、彼の眼前に展開せられてゐる社會運動は彼の研究心に一の大なる衝動を與へてゐる。明晰なる彼の頭腦は第十九世紀においては、政治的法律的問題に代つて、社會的問題が發生し來つて、政治的法律的問題の基礎を形

成することを看破したのである。彼は佛蘭西大革命以來の佛蘭西の歴史中に社會の一運動を發見した。而して、彼に對しては、社會主義の教義は何等の空想ではなくして、獨逸に對しても、この社會運動はその將來において行はるべき模型であつたのである。ウイルフヘルム・ロッシュヤア (Wilhelm Roscher, *Geschichte der Nationalökonomie in Deutschland* 1874, S. 1039) はシュタインの佛蘭西現時の社會主義及び共產主義刊行當時の獨逸公衆に對するこの書の印象を評して、大部分の公衆に對してはそれは宛かも遠い國のお伽話のやうであつた」といつてゐるが、シュタインは大部分の獨逸人に對しては、お伽話であるこの社會運動において、將來における最も根本的なる問題を見たのである。彼の社會學的思想の根底をなすものはこの事實であつた。時代史の説明としての彼の社會學は社會問題の解決を前提とせねばならぬ。而して、獨逸においては下層における革命的諸勢力が未だ充分に發達してゐないから、革命豫防としてこの上からの革命をシュタインは要求した。シュタインは社會的諸勢力の發展の結果は、もし王制政治において、社會改良策を採用しないならば、王制は無内容なる形態に墮するか、專制政治に至るか、または共和制なるに至るであ

らう。故に王制政治は社會改良を要求する必要がある。(社會運動史第三卷)シュ
タインは所謂社會的王制を要求したのである。故に、この見地からすれば、行政が
憲法よりも本質的のものとなるのである。かくて彼は、舊時の單なる警察行政に
過ぎない官^{カメラルウイセンシヤフト}府學を排して社會政策の基礎としての行政學を樹立したのであ
る。

彼の經濟學もまたこの見地に立つてゐた。彼は社會全體との關係における經
濟現象を觀察せんとした。この點において、彼は有機體論者の立場にあるのであ
るが、カアル・メンガアは彼の經濟學の病とするところは、部分的現象が單に全體の
現象を理解した上でなければ、これを知ることが出来ないといふが如き態度にあ
るとなした。社會的保守主義の立場にある彼の財政學は、この流派の人々には現
在においても尙ほ權威とせられ、その論ずるところの廣汎、精細をもつて推されて
ゐる。彼の法律學も彼れ特有の立場を有してゐる。既に述べたやうに、彼は社會
的なる問題が法律的政治的問題の下部構造をなすと主張したことによつて、彼は
從來の形式的法學から離れて、獨乙法學界に一の新しき立場を提供した。その他

彼は婦人問題を論じ、軍隊組織を科學的に觀察し、高利の法的性質に及び、植民政策にまで及んでゐる。而して、彼の廣汎なる研究において、その主要研究の基礎を形成したものは、彼が最も早く發展せしめた社會學說なのである。

三

シュタインの社會學說は如何なるところに由來してゐるか。前述の通り、彼の社會學說は佛蘭西社會運動に對する現實的觀察の結果である。この現實社會の觀察において、彼は始めて、プロレタリアの社會學的特質を確定し、その發生の歴史的條件並に階級意識を有するプロレタリアが社會の革命的勢力たることを認め、第一人者であることは、ペエター・フォン・シュトルツェのいふ通りである。(Peter v. Struve, Studien und Bemerkungen zur Entwicklungsgeschichte des wissenschaftlichen Sozialismus. Die Neue Zeit 15. Jahrgang II. Bd. 1897. S. 229.)

シュタインは倫理的世界觀の熱情的主張者として、經濟學並に社會學における獨乙理想主義の一代代表者であつた。經濟學は英國において發達した古典經濟學において、市民的資本家的經濟組織の辯護と禮讚とを見出してゐるのであるが、シュタインはこの古典的經濟學に對立して、市

民的資本家的經濟組織の非持續性を示すと共に、歴史によつてこれを證明した。この點において彼は單に社會學的刺戟を吾々に與ふるのみならず、また社會史的刺戟をも與ふるのである。然り、彼はその體系を歴史の中に求めた。この立場からすれば、社會的主義及び共產主義の學說並にその發達とを論ずる場合には必然的に社會運動の歴史とならざるを得ないのである。シュタインは佛蘭西における社會主義並に共產主義學說を千七百八十九年以來の社會史として叙述した。即ち彼はヘーゲルの意味において、精神の辨證法的發展を現實の事實と結合せしものである。

シュタインの社會學說は、他の創成期の獨乙社會學說と同じく二つの淵源に遡ることが出来る。二つの淵源とは共に歴史哲學である。第十八世紀に至るまでの歴史——現在においても多くはさうであるが——は神の意志の歴史的表現であつて、主として帝王武將並に僧侶の事績に關する記述的のものであるか、若しくはこれらの事績に對する藝術的なる心理描寫に過ぎなかつた。然るに第十七、十八世紀にその萌芽を發した歴史哲學はこの記述的帝王武將並に僧侶の歴史に満足

せずして、歴史における根本原理を求めんとした。而してこの潮流には二つある。その一は英佛兩國において發展し、その二は主として獨乙において展開せられたものである。

歴史の對象としての人類の觀念は基督教會によつて與へられた。この教會によつて與へられた史觀によれば、歴史は神によつて豫示せられ計畫の認識であり、その實現であつた。この神學的歴史觀は人類を神並にその代表者(教會と僧侶)に對する關係においてのみ觀察せんとした。然るに近代の歴史は神または教會の目的に干與せずして、國家の目的を問題とした。かくの如き歴史觀は伊太利における學藝復興と共に始まつたものであるが、——その代表者としてはニコロ・マキヤヴェリ——その最も發達するに至つたのは啓蒙期においてである。神學的歴史觀をデカルト流の自然科學的數學的學說によつて、驅逐することは、また超自然的目的論的歴史觀に代ふるに、自然的因果的歴史觀を採用するに外ならぬ。專制國家が教會に代つて社會の秩序を支配するに至ると、歴史は宗教的たる代りに政治的、道德的となるのである。即ち歴史は國家の見地から觀察せらるゝのである。

この見地はフロレンツの歴史家マキャヴェリによつて代表せられてゐる。然るに專政國家内における新興町人の發達と共に西歐において國家に對する批評が現はれたのである。即ち當時尙ほ政治的權力から遠ざかつてゐた階級の要求する政治的改革の立場からの歴史が成立した。而して當時政治的權力を有せざる階級とは町人階級即ち第三階級であつた。この階級的要求に従つた政治的、市民的歴史が當時の新史觀であつた。

政權に遠ざかつてゐた市民的著述家は政府に對抗して、富裕にして、勤勉なる市民の利益を代表し、國家の任務をもつて、一國の物質的並に精神的繁榮を増進するにありとした。彼等の見解は政治的現象の外に、他の社會的現象をも重要なりと見たのである。故に歴史は單なる國家の歴史のみではない。それはまた文化並に商業の歴史をも考察しなければならぬのである。國家と文化的並に經濟的に意義を有する社會とは併存するからである。社會即ち市民的社會は王制並に貴族に對抗する歴史的に正當なる勢力としての要求を是認するため一の批評的政治的歴史を必要としたのである。而して近世における社會學的方法である現實

的因果的方法がこの時代に最も發達したことは社會學史の最も明瞭に示すところである。カアル・ブリンクマン(Karl Brinkmann, Versuch einer Gesellschaftswissenschaft. 1919.) が社會學は西部歐洲において、一の反オーストリア・ウィーン・センター對科學として成立したといふのは、このことを指してゐるのである。

然るに獨逸においては、三十年戦争の結果著しく經濟的發達が阻害せられてゐるので、西歐におけるが如き市民階級はたゞその萌芽を現はせるのみであつた。獨逸においてはすべてが尙ほ小市民的であつた。貧窮なる都市においては尙ほ組合的手工業が行はれてゐた。獨逸の知識階級は大市民階級に従屬するものではなくして、官吏即ち大學の教授達から形成せられてゐた。官吏は組合のやうにその特權を非議せられたのであるが、彼はこの特權を國家によつて保證せられ、これがために、原則上國家を肯定した。而して、獨逸においては國家批評を起すやうな社會的對立を缺いてゐたのである。獨逸の歴史哲學はその主張者のこれらの状態に適應するものである。彼等は反國家的でもなければ、革命的でもない。彼等は國家に忠實であつて、ヘーゲルにおいて表はれてゐるやうな國家禮讚にまで

達してゐるのである。そのみでなく、獨逸の歴史哲學は主として新教神學者によつて研究せられたので、形而上學的であつた。新教神學者たる彼等は最早カトリック哲學におけるが如く、その哲學的基礎を神の啓示に求める譯には行かなかつた。彼等は歴史において、カトリックが神の顯現を見たのに反して、理念の顯現を見たのである。故に西歐においては、新文化を獲得せしめる進歩の原動力は理智であり、その行はれる部面は政治及び經濟の範圍であつた。然るに東部歐洲においては、進歩の原動力は「理念」^{イデア}であつて、それが人類の教化を行ふのである。かくて、東西相呼應して、進化の思想を涵養せられ、それは第一に自然科学を革命し、次に精神科學の根底をも改革するに至つたのである。

この東西の二潮流の間には常に一定の交渉があつた。即ち獨乙のアルトシウス及びブッフエンドルフの自然法學説は深く英國の社會哲學に影響し、西歐の學説、殊にジャン・ジャック・ルッソウの思想はヘーゲルにいたるまでの獨乙理想主義に大なる影響を與へてゐる。この相互の影響は甚だ當然のことである。何となれば、當時の歐洲の思想界は今日におけるよりも一層統一的であつたからである。而して、こ

の二潮流の哲學もその根本見解並に方法において一致してゐた。即ち二つの哲學は共に合理主義であつて、たゞ異るところは獨乙哲學の理想主義的なる點であつた。

この二つの潮流は相接近して流れなから、然かも千七百八十九年の革命に至るまで明かに各々異なる川床を有してゐた。佛蘭西大革命はその標識たる天賦人種の價値を自ら批判した。封建的國家は破壊せられ、商工業の自由は行はれた。乍併約束せられた黄金郷は出現しなかつた。暴力は行はれて、多數の生命と幸福とは破壊せられたにも拘らず、一般の貧窮は依然としてゐた。中世紀の有してゐた國家及び政治的生命における統一も成し遂げ得なかつた。こゝにおいて、ロマンチック思想は合理主義に對して戰闘を開いた。封建的制度による利益獲得者、革命に失望した思想家がその指導者であつた。英國の政治思想家エドモンド・バークはその思想的指導者であり、彼の思想は佛蘭西においてはボナアルとド・メイトルによつて、獨乙においてはその翻譯家ゲンツとアダム・ミユアとによつて輸入せられた。經濟的進歩の遅れてゐた獨乙においては、先づ法學と國家學とにおい

て、ザヴィユイ及びシュタアルによつて歴史派が起され、次いで經濟學における歴史派がヒルデブラント、クニイス、ロシヤアによつて起され、歴史學におけるその代表者はランケであつた。

乍併、資本主義的生産において、より進歩してゐた佛蘭西においては、反歴史的である合理主義に反對したロマンチック思想の影響の下に社會學が學として成立した。サン・シモンは社會學的方法の確立者で深遠な思想家であつた。オオギュスト・コントは社會學の體系を樹立したものである。サン・シモン及びコントは當時の相反する思潮である啓蒙思想と浪漫思想、即ち自由主義と正統主義との綜合を意識的に行はんとした。コントはその時代並に彼の著作の大問題として、自由主義の原則である進歩の原理と正統主義の原則である秩序の原理との結合が如何にせば可能なりやの問題を提出した。彼はこの綜合を過去に復歸するといふ不能なる方法によらないで、社會的方法によつて、決定せられた將來の進歩に求めたのである。これが彼の歴史哲學であつたのである。

斯くの如き綜合は獨乙においても試みられた。それはヘーゲルである。青年

時代のヘエゲルは浪漫的であつた。然し、倭年に至つては彼独自の立場に到達したのである。即ち人類はその世界を認識し、認識しながらそれを支配するため人類に與へられた唯一の方法を有すといふのであつた。乍併、ヘエゲルは新敎神學的傾向の理想主義者であつて、ルッソウの影響を少しく受けてゐるとはいへ、彼は純然たる獨乙人であつた。而して歐洲の歴史哲學における二大潮流を綜合したものはヘエゲルではなくして、彼の著しき影響を受けた人々であつた。この綜合者の一人はカアル・マルクスであり、他の一人はロレンツ・フォン・シュタインであつた。マルクスの名は既に世界に周知である。シュタインはその立場は異なるけれども、マルクスよりも早く既に佛蘭西と獨乙との社會思想を綜合した人である。彼が巴里留學中佛蘭西社會運動の研究の結果を「佛蘭西現時の社會主義及び共產主義」なる題下に千八百四十二年刊行したことは、既に説いた。シュタインはこの書の中に彼の社會學説を開陳し、もつて獨乙社會學の創成者の一人たるの榮譽を擔ふに至つたのである。

四

シュタインの前掲著述が出版せらるゝや彼は一舉にして佛蘭西社會運動に關する權威をもつて目せられると共に、この著述は社會の發達に關して理論的並に實際的興味を有する人々に對して一種の聖典たるに至つた。この書は多くの影響を當時の識者に與へられたのである。カアル・マルクスもこのヘゲル的研究方法による佛蘭西社會運動に關する著述を讀んだに相異ない。マルクスは千八百四十二年から四十三年の間ライン新聞の記者として所謂物質的利益に關する論争に参加するに及んで、彼の從來主として履修して來た哲學、史學、法學は何の役にも立たなかつたことを知つたのである。こゝでマルクスの經濟學研究並に佛蘭西社會主義並に共產主義に關する研究が始められたものである。この研究過程において、マルクスはシュタインの著述を讀んだに相異ない。この點はベエタア・スツルウヴェの前掲論文において主張するところであるが、フランツ・メエリングはこれに對して、マルクスに對するシュタインの影響を否定してゐる。乍併、グリーンフェル

ドザロモン、オッペンハイマアの如きはペエタア・スツルウヴェの說に賛成してゐる。殊にオッペンハイマアの如きは、マルクスはその經濟學說においてはデヴィッド・リカアドオから、その社會學說においてはロレンツ・フォン・シュタインからその本質的なるものを受け納れてゐるといつてゐる。(この點に關する詳細なる研究は他日の機會に譲る。)このシュタインの名著は千八百四十八年に増補第二版を、千八百五十年には改題改稿せられて、佛蘭西社會運動史(三冊本)として出版せられた。そは最も明瞭に社會學的問題を提出することによつて最初の獨逸社會學となつたのである。そは社會學說とその歴史的摘用、將來に對する豫斷並に對策を包含してゐる。彼の社會學は社會の發展を歴史の大道に求め、單にこれを求めるのみではなくして、證明せんとしたのである。何となれば人の求める法則はたゞ歴史的、生活の現實によつて、有功なる因子として證明せらるゝときのみ發見せらるゝからである。

然もこの獨逸の最初の社會學を主張したこの書は、一般においても、社會學文獻の専門家においても均しく忘却せられてゐたのである。然も、この大著の吾々に

與ふる印象は、その出版當時のやうに新鮮強大である。シュタインは哲學的頭腦の所有者であるのみならず、慧眼なる觀察者であつた。彼は人類の豫言者であると共に、人道の豫言者でもあつた。彼のこの哲學的素養と史家として洞察はすべてこれをこの書に見ることが出来るのである。而してこの忘れられた著述の獨乙社會學に及ぼした影響は可成に大である。シュタインの根本見解と自然科學的知識即ち進化論とを結合したシユフレの影響を受けたものとしてオトマアル・シユパンがある。またルトウィヒ・グンプロウツに始まつたオオストリヤの國法學的社會學もウインに在勤してゐたシュタインの影響を受けたことが多いであらう。その他、獨乙社會主義におけるサン・シモニステン、社會的保守主義者ロオドベルトス、自由的社會主義者オイゲン・デュウリングなどは必ずシュタインの影響を受けてゐるに相異なるのである。

シュタインの留學當時の佛蘭西の社會思想はサン・シモンによつて支配せられてゐた。サン・シモンは始めて階級の本質、並に社會の進展に對する階級の意義を科學的に解明した人である。彼によれば、階級は征服と服従によつて形成せらるゝ

ものである。即ち佛蘭西における上層階級對下層階級の對立はその起源に従へば、勝利者たるフランク族と被征服者たるケルト族との對立である。この説は從來のアリストテレスまたはストア的方式による階級成立觀に對して、より科學的なるものである。彼れの説によれば、階級は家族または平等者の團體中から天賦の經濟的才能の優秀なるものある結果として、種々に形成せられたものである。この俗説に對してサン・シモンは階級の征服による成立説を主張したのである。

サン・シモンに對しては、害惡を發生せしむる原則は國家であつた。即ち革命前の封建的國家であつた。而して善の原則は社會であつた。彼の解する社會は封建的權力に對する全體の人民であつた。即ちそれは市民的社會であつて、權利と自由を持つてゐない全民衆の意義における第三階級から構成されてゐるのであつた。この社會の區分はサン・シモンの時代とその學徒の時代でその複雑性において本質的に異つてゐる。舊時の意義における第三階級は市民階級の勝利の後において、資本家たる第三階級とプロレタリアたる第四階級に分裂した。茲に於て國家の政治的舞臺においては、三人の異なる闘士が現はれたのである。即ち未

だその殘存物において勢力ある封建主義並にプロレタリアである。こゝにおいてプロレタリアの階級理論である社會主義は自己の主張する社會をもつて眞實の社會なりとし、國家を支配し、民衆を搾取する大ブルジョアの社會を誤れる社會としたのである。然るにブルジョアジイは自己の主張する社會をもつて、唯一最善の社會なりとして右翼と左翼に對してその戰陣を張つたのである。

シュタインが巴里留學當時の佛蘭西社會思想界はかくの如き状態にあつた。シュタインはヘゲルの學徒として國家を禮讚し、國家をもつて人類自由の原則とする信念を持つてゐた。然も、この理想的意味における國家は單なる何等の力のない理念に過ぎない。現實的の國家は大ブルジョア階級の社會によつて支配せられ、拘束せらるゝのである。かくの如くして、シュタインにとつては國家は善の原則であり、社會は惡の原則であつた。この點においてシュタインはサン・シモンとその見るところを異にしてゐる。後に至つてマルクス、バクウニン、更らにグンプロウイチはサン・シモンに同じで、國家をもつて一の理念となさず、征服と服従とによつて形成せられた階級別の構成體と見、社會をもつて、この國家を克服する自由と平等の

權利の原則と見た。カアル・ディツェルはこの點においてシュタインの説に従つてゐるのである。かゝる國家及び社會に關する解釋の別は兎に角として、兩者の別を確立したことが重要なのである。而してシュタインは兩者の區別を社會發展の觀察上甚だ重要なりと見たのである。彼の以前においてもその以後においても、歴史において常に「民族」または「國民」をその對象とし、然もその内に何等の對立も存在しない統一體なるかの如く社會を觀察した。かくして、何の意味もない歴史が執筆されて來つたのである。新らしい歴史の立場は窮極において國家と社會との闘争を歴史的説明の主要なる鍵とすることによつて、科學的たることを得たのである。このことによつて、闘争しつゝある諸黨派の闘争の原因並にその犠牲を隠蔽してゐた面纱を除去することが出來たのである。かくて、歴史の進行が自由または權力、共和主義または君主主義といふやうな觀念の上層建築に關係してゐるのではなく、具體的なる社會經濟的利益、即ち所有の利益、就中、所有と結合してゐる社會的地位と關係してゐることを認識するに至つた。こゝにおいて、歴史の法則を發見すべき可能性が生じ、過去の半ば心理的にして、半ば文學的なる歴史を科學的

歴史たらしめんとする可能性が発生したのである。

シュタインはかくの如き立場に立つて、佛蘭西社會運動を觀察したのである。吾々は以下において、彼が佛蘭西社會運動觀察の根本原理として示したものを、即ち彼の所謂「社會の概念と社會の運動の法則」なるものを、「佛蘭西社會運動史」について記述しやう。

五

個人は、外界の存在に對して、絶對的支配を行はんとする傾向を有す、即ち、すべての精神財並に物質財に對して、最高の所有を得んとする。この衝動は、生活と同一である。それは生活の前提であり、その目的であるが同時に個人はその力において、その智識において、その時間において、限られてゐる。この兩者の關係は一の矛盾である。然し、絶對的矛盾なるものは存在しない。

この矛盾の解決は個人の限られた力の範圍中にあるのではない。この個人の力及び個人生活の限定は廢止せられて、多數者の無限の力と時とがこれに代はる。

人類の増加が人間の運命を解決する第一の根據である。

單なる多數は併立である。すべての人格は獨立のもので、この人格の併立は個人の矛盾を幾倍かしたものに過ぎぬ。この多數が個人の運命を開拓するならば、多數に對して他の要素が加はらねばならぬ。多數は先づ個人のために存在せねばならぬ。さもなければ個人は絶對的の矛盾である。多數の本質はこの矛盾を解決するにある。この解決は多數における個人の相互的存在にあるが、これが人間の共同生活である。

この共同生活なくして、個人の矛盾を解決することを得ないが、この共同生活は個人によつて作らるゝものではない。こは個人の自由意志とは別に、必然的に成立するもので、生命の獨立的形態一般として認めなければならぬ。この共同生活體は人格のために存在し、人格を包含し、人格の本質からのみ、その本質を知ることが出来る。而して、共同生活體自らの獨立せる人格的生命である。人格的生命と非人格的、または自然的生命とは次の點において異なる。人格的生命は自己決定的である。即ち、人格的生命はそれ自らの中に彼の運命と行爲と要素とを自ら決定

する必然性と力とを有する。

この自己決定をなす力は意志である。現實的の自己決定は、行爲である。すべての人格的生活は、意志によつて、それ自ら統一的のものとなる。意志なきものは、自己決定的ではない。行爲によつて、人格的生命は、他に對して、自己決定的の統一體となる。故に物には、行爲がない。即ち人格的生命は、獨立の意志を有する。斯くの如き獨立の意志を有する共同生活體は、吾々の國家と稱するものである。國家とは、意志及び行爲がその人格に表はれてゐる人間の共同生活體である。國家は、國家自身に對して、與へられた使命を解決するために、意志と行爲とをなす。従つてそこに國家の生命が存在する。國家人格の支配の對象となるものは、個々の個人である。個々人は國家の人格の發動する場合に、その意志に服従するが、その發動しない場合は、個々人もまた人格を有するが故に、彼自身の活動をなす。即ち個人の人格活動は全部國家の人格活動中に融合せらるゝものではない。こゝにおいて、人類の共同生活は、國家概念の外に、第二の内容を有するものである。即ち個人の獨立的生活は單に國家のみによつて、説明せられるのではない。

この第二の要素の内容は何か。

六

限りなき内的衝動と外界の制限との矛盾の上にある個人の生活は、外界と人格との絶えざる闘争である。人格は常に外界を支配せんとして活動する。外界の事物を取得し、これを欲望に適合せしめる行爲は労働である。労働にあつて、欲望、享樂に適せしめらるゝものは、財である。故に個人の生活は、財の加工から成る。

財の加工また生産において、個人の力の限定せられてゐることは最も明瞭となる。何人もその要する財の全部を、一人を以て、生産することは不可能である。ここにも多數を必要とするが單なる多數ではない。労働並に財生産の共同が始めて、財を豊富に齎らすのである。故に、人間の運命は、人間の労働をも統一的とした。それは、財の生産並に加工における統一體である。この統一は、國家に現はれた意志の如くに、必然的のものである。個人の人格に因て、加工せられるすべての財は、彼自身に屬し、自身と同一視せられ、従つて不可侵のものとなせらるる。財の不可侵性

は、法であり、人格を有する法に因て、不可侵とせられた財は財産である。

物體は加工生産によつて、財となるが故に、すべての財は財産である。財産はその本質上排他的である。たゞ財産も排他的なる限界を越へることがある。それはその所有者が半ば財を半ば他の労働を欲するが故である。財産は、すべてその所有者によつて、正當に評價せらるゝものではない。而して、他の欲望に對しては、労働のみこれを充足することが出来る。労働と所有、多數と個人とは相互に必要なものである。労働は、その對象を前提とし、一労働は他の労働をその前提とする。

所有者と労働者との相互的接觸は、個人の單なる併立ではない。それは、一人の行爲の他の所有、意志、行爲による制限である。この所有者と労働者との接觸は、人間労働の性質に由來する必然的現象であつて、この制度は、財生活の組織であつて、既にその一部は、分勞として知られてゐる。かくの財産がその限界を越へて、活動するとき、この運動における有機的統一が成立する。この財生活の有機的統一を稱して、最も簡單に、國民經濟といふ。個人の財産としての特殊財に對して、個人はその生産加工に全力を注ぐのである。何となれば、この財の有無は彼の生活の發展の

物質的基礎の有無だからである。この財に價値を與へることが個人の一生涯の使命となる。この人間の欲望を充足すべき財がまた人間の一生を直接支配することとは甚だ注意を要する。各個人の思想の相異、力量の差、知識の程度の差異は、殆んど財の生産加工における個人的特殊地位の産物である。財の所有は個人の人格の外的完成を制約してゐるから、個人の財産所有の程度は、人格發展を制約する程度である。即ち財産所有の大小は人格發展の程度を決定する。たゞ強大なる人格にあつてのみ、この限界を超越することが出来るが、通常の者にあつては所有の範圍の多様なることは、また人格發展の多様なることを意味する。

斯くの如き人格と財産との關係において、支配するものは財産であつて、個人ではない。個人はその特殊なる勞働を、その特殊なる目的に對して適用して、効果を擧げるが、この特殊勞働は他人に對しては、效果の少ないことがあり得る。こゝで、前者はこの特殊なる勞働にその一生を費す。この特殊勞働に對する熟練の結果は、他の勞働に移ることを殆んど不可能ならしめる。財の生産はすべての人格生活を含むものであるから、個人の特殊勞働によつて、與へられた地位は、他の人

格間におけるその個人の地位を決定する。人間の本分は一の無限なるものである。たゞこの無限性が他に對する關係において限定せらるゝのである。個人がその内的並に外的の發展において如何なる道程をたどるとも、それは個人の自由である。たゞこの人格發展の行動において、個人は一定の道程をふむやうに決定せらるゝ。こゝに至ると個人は最早人格發展の行動を支配するものではなくして、行動が個人の主となるのである。

財の生産加工による個人の生活は、その集團において、有機的關係に立つてゐる。この財の有機的生産の世界には、幾多の部門が存する。而して、部門中また幾多の部門がある。個人は、この一小部門を占めるもので、有機體の一分子である。故に個人はその地位を棄てることが出来ない。財生産の法則が自由なる人格の制度を制約する。即ち財の運動の有機體が人間社會の制度たるに至る。

個人々格の發展が、財の獲得の依存にあり、財が常にある個人の財産を形成するものとすれば、人格の發展に多種多様の財を必要とすれば、財の生産をその基礎とする人間の社會は、他の個人に對する個人の依存である。

すべての個人は労働力を有してゐる。然かも、労働の材料には限界がある。材料獲得の個人に對する限界は、また社會生活に對する參加の限界である。かくして、労働の材料を所有してゐる人は、そのことによつて、財産を所有してゐないすべての人に對する營利の一般的基礎を所有するものである。無産者はその労働力の評價において、有産者の所有する材料に依存してゐる。無産者は材料所有者の意思を無視してその労働力を適用することは出来ない。故に、労働力の外何ものをも所有しないすべての人は、財産を所有する人々に依存してゐるのである。

財の生産並にその循環にその基礎を置いてゐる人間の社會は、常に、所有者に對する無産者の隸屬の制度である。所有者並に無産者は社會に必然發生する二大階級である。この現象は、歴史も理論も共に、これを廢することが出来ない。すべての生産物が財であり、加工せられたものが財産となるとき、無産有産の對立は社會の兩極を形成する。この兩者の接近及び衝突が社會の生存である。

而してこの有産無産の二大階級は、社會における無組織なる二集團ではない。兩者共に、獨立せる有機體を構成するものである。

所有はその性質が單一なるものではない、吾々は次の如く所有を三大部門に分つ。

一、土地所有 Grundbesitz.

二、貨幣所有 Geldbesitz

三、工業的所有 industrieller Besitz. 又は固定資本

これらの所有はまたその内に幾多の種類を包含する。例へば、土地所有には、純粹の土地所有、小作料收得に關する權利、家屋所有、賃貸等、貨幣所有には、利子を生む賃貸資本及び營業資本、工業的所有には、工場、機械、船舶の所有等がある。

扱て所有が個人を制約するとすれば、種々なる所有者における所有の種類はその所有者の個性を制約する。更らに、すべての所有は、その價值において、同種に遷元し得、從つて、その量の大小が存する。故に、所有制度及び所有者は、所有の有する價值の量によつて、相互に制約せられる。所有者階級の内部においては、所有の種

類が個人の生活範圍を決定し、所有の數量が所有者相互の秩序を制約する。

以上と同様に、労働にも種類がある。労働は、所有よりは、その特殊性の下において、自由なる個性を活動せしめる力を有してゐる。故に、労働の種類もまた人格的發展の態様を制約する。労働の秩序を決定するものは、その數量ではない。労働の概念には要素がある。人間の精神的並に物質的行爲である。この二要素の優勢なるに従つて、労働を、自由労働と機械的労働とに分つ。自由労働は高尚にして、報酬も高い。機械的労働は、高尚でなく、報酬も低い。然し、労働の執行は、一の獨立の任務であるので、労働する人々の間には、労働によつて一の人格的秩序が成立するのであるが、社會生活における重要性の上から言へば、所有による秩序程重要なものではない。

こゝにおいて、有産、無産の兩階級中の個々の集團が相接觸結合するのみでなく、兩階級そのものが活動して、新しい關係を形成するに至るのである。その中最も重要な關係は、特定種類の労働が特定の所有に従屬する法である。労働は、労働者の生存を、所有の種類とその量とは、所有者の生活を制約するから、兩者の結合は、

無産階級の個人を特定の所有と、即ちこの財産の所有者と結合せしめる。労働の批判に對する從屬は、從つて、労働者の個々の所有者に對する從屬となる。所有者は、労働者の人格を支配するに至るが、欲望充足の必要は、支配者をして、從屬者と結合せしめる。最初、純外的の關係から一の内的關係が成立し、新らしい概念が成立するに至る。

この關係は、土地所有の範圍においては、外的には、主人と雇人の關係であつて、この關係は、所有の性質上、單に土地所有及び家族的生活においてのみ生ずるのである。相互的依存並に勤勞の執行から發生する内的關係は、從屬を最高のものとする。忠誠の心である。工場制度の場合には、斯様な關係は起らない。何となれば、この場合においては、使用人を支配するのは人格的の支配者であるのに、個人の意志以上の人格なる労働の秩序が労働者を支配するからである。斯くの如くにして、所有に對する労働の關係は實際種々に形式せらるるのである。而して、この關係に對して繼續的性質を加へるものは、家族であり、法律である。家族の地位は、その家族の主長の地位によつて定まる。百性の子は百性となり、企業家の子弟は多く

の場合企業家となる。たゞ規定の才能と幸運なるもののみが、その親の業務と異なるものを執行し、また他の上級階級に入る。然し、これは少數である。

以上の如く財の生産循環の制度は人間の制度となり、家族によつて、その繼續的性質が與へられる。國家の人格において、その意志の有機的統一を見出す人間の共同生活は、以上の如き秩序の内にも、確固たる大なる生命の有機的統一を見出すのである。財の分配によつて制限せられ、勞働の有機的組織に支配せられ、欲望の體系によつて運動を起され、家族と法律とによつて、特定の人類にその繼續性の與へられてゐる人間生活の有機的統一が人間の社會である。

以上の要求はすべて、社會において、その出發點を持つてゐる。個人經濟も國民經濟も、家族も、法も、その出發點は、この社會の概念である。

八

以上は社會の抽象的概念である。次に吾々は、社會の概念を包含するより一般的な概念について研究しなくてはならぬ。

個人の運命が共同生活の出発点であつた。個人の運命は、個人が孤立してゐる限り、個人に對して、開拓の餘地がない。故に、人間共同生活體の本質とその必然性とは、個人の運命との中に有してゐる。而して、人間の共同生活體は、個人とは獨立なる存在である。

この人間共同生活體は、人格及び人格の包含するもの前提をなすものであるが、この共同生活體自體もまた一の人格である。共同生活體は、あらゆる點において、個人の生活を支配する。個人は共同生活體中に存在するのみでなく、共同生活體の運動と共に、動かされ、共同生活體の靜止と共に、靜止する。如何なる個人と雖も共同生活體の動きに反抗することが出来ない。彼は、共同生活體と分離するとは出来ない。何となれば、事實において共同生活體は、個人の生活に對して、光であり、空氣であり、大地だからである。

すべての生命は、一の全體において、人格的なるものと非人格的なるものとの衝突によつて、起さるる運動である。而して、この衝突においては、人格的なるものが、非人格的なるものを征服し、人格的なるものが非人格的なるものに代るのである。

自然的なるもの(即ち非人格的なるもの)の勝利は死である。生命はこの兩者の對立衝突の運動である。然り、この對立衝突を包含する全體は、人間の共同生活體である。この共同生活體において、何が人格的であり、何が非人格的であるか。

共同生活體において、人格的、自律的なるものは、一般的意志の人格的有機體である國家である。非人格的なるもの、即ちその組織並に運動において、一般的意志を有せず、従つて、自然的生命要求の基礎の上に、おける共同生活體の一般的制度は社會に外ならぬ。國家と社會とは、その最も深い内的本質によれば、單に人間存在の二つの異なる形態であるのみでなく、それはすべての人間共同生活體の二つの生活要素である。

生命の本質は、人格的、自律的要素と非人格的(自然的)要素との絶えざる連結である。故に、共同生活體の生命の内容は、國家と社會との鬭争でなければならぬ。而して、非人格的なるもの、人格的なるものによる完全なる克服が、人間の本性上、不可能であり、その事は、神のみこれを爲し得るのである。故に、國家に依る社會の完全なる克服、即ち國家と社會との完全なる調和は、地上の共同生活體においては不可

能である。而してまた國家の社會による克服、即ち國家の廢止は、人格の否定なるが故に、共同生活體の死を意味する。乍然、この共同生活體の死は、不可能ではない。完成した民族は存在しないが死せる民族は在存する。而して一民族の生活の特徵は國家と社會の絶えざる闘争である。

九

國家とは、國家の行爲として現はれてゐる人格的統一たるに至つたすべての個人の意志の共同體である。而して、個人人格は、その人格的發展の程度において種々な階段にゐる。この個人人格が、國家の人格を構成するが故に、個人の到達した人格發展の階段は、また國家人格の發展階段となる。個人の智力、生産力、富力の如何は國家のそれである。故に、すべての個人の發達の程度は國家自らの發達程度たるに至る。

最高人格としての國家は、最高の發展に到達すべき本分を有する。而して、この目的のために國家は、その最高の權力における最高の能力を有する。この本分を

達するためには、國家は、すべての個人の進歩、能力、富、智力を増進するやうに努めなければならぬ。何となれば、これらのことに對して、國家が配慮することは、また國家自らに對して配慮するのと同じだからである。

これは國家の本質から起つて來た任務であるから、それは變更する譯には行かぬ。即ちそれは、國家の必然的の任務である。換言すればそれは國家の原理である。國家は如何にして、その最高の任務、即ちその原理の實現をなすことを得るか。

國家は獨立の人格として、先づ有機體である。故に國家は町村縣等の各々生命を有する部分から成立してゐる。國家の意志は決議の形態において現はれる。この意志の實行のために、國家は、各個人の意志を服従せしむべき力(武力)を有してゐる。

國家は人格的生命の最高の形態であるから、國家人格の意志の決定に對する個人の參加は、個人の生命に對して、高尚、自由にて、發瀾たる要素を附加する。國家の意志決定に對する國民の參加は、個人の活動の範圍を増大し、個人を向上せしめる。それは、人格的尊嚴、人格の完全なる發達に對する一の條件である。

國家がその原則の實現として、すべての個人の最高の發展を欲するならば、國家は第一に、國家の意志決定に對して、個人を參加せしめねばならぬ、即ち、國家の精神生活と個人のそれとを同一の程度まで引き上げねばならぬ。

國家の意志に對する參加の組織、即ち、國家意志の構成に對する參加の組織を稱して、國憲と稱する。この個人の參與權は、個人の國家的自由である。故に國家の原理は、全體に對しては、國憲を、個人に對しては、自由を要求する。これが、國家の原理の第一内容である。

國家の意志は、その對象を要求する。對象に對して、國家は行爲を行ふ。國家の行爲はその機關を通じて行はれ、而して、これが國家の外的生活を形成するのであるが、これを稱して、國家の行政と云ふ。すべての國家はその行政を有する。國家の行政は、國家の原則に従つて、個人の向上を以てその眞の使命とする。この使命の成否如何は、行政の目的の到達せられた如何を決する。これが第二の國家原則の内容である。

以上の二つの國家原則の内容は、國家の自由によつて行はれるのではない。こ

の原則は國家に對して、必然的なるもの、絶對的なるものである。故に國家はこの原則の實現に努力しなければならぬ。國家は無意識に、この原則の實現に努力することもある。また意識的にも行ふ。國家はかく行動せざるを得ないのである。生命を有するものは、永久に生存するとは限らない。國家にもまた死があるのである。國憲と行政とが、個人とその運命とを顧慮しない場合、即ち國家が國家のためだけに生存するとき、國家の死は至る。國家の死は、國家がその使命を棄てるに至るや直ちに來るのである。國家の使命を忘れざる範圍においては、國家は生存する。行政と國憲とは必ず伴ふものである。例へば、古代獨逸の社會においては、行政から自由的國憲が發達した如くである。人間社會においては、行政か國憲かの兩者中の何れかにおいて、國家の使命を意識してゐる場合には、國家の理念は存在するのである。

國家がその理念を實現することは、稀れである。何故に然るか。國家と鬭争の關係にある別種のもものが有するからである。それは社會であつて、社會は、國家とは別の原理を有する。その内容は何か。

社會の組織は個人の欲望から出發する。社會もまた個人の運命のために存する。個人の完全にして調和的なる人格的發展のために存するのである。國家はこの目的のために、個人を人格的統一體に結合せしめるが、社會は個人を他の個人と併存せしめる。故に、國家は、統一によつて、人間の本分を達せんとし、社會は個人によつて、それを達せんとする。故に、社會においては、すべての發展の基礎をなすものは、個人に對する個人の關係である。

個人は、その個々の力を以てしては、その目的に到達することが少ない。故に、個人の發展のためには、他人の力を借り、これを自己の目的に應用しなければならぬ。個人が富み権力あり、幸福であれば、彼は多く他人をその目的に對して、助力せしめることが出来る。欲望の充足に對して、自己及び他の勞働または材料を必要とする。これなくば、欲望の充足と、享樂(欲望充足の意識)とは達することが出来ない。他人の勞働または材料を欲望充足に使用することは、一の依存(隸屬)を前提とす

る。一人に對する他の服従としての隷屬は、一人をして、他に從屬せしむる手段(資料)の所有にその基礎を置いてゐる。隷屬者、使用人はその主人に對して、その意志並に力を倍加する。この倍加が主人の目的の到達の前提となる。故に、人間の共同生活においては、他を從屬せしめる資料の獲得が、生涯の使命となる。それは必然的に然るのである。何となれば、この資料の獲得の確保においてのみ、個人はその最高の目的に對して、他を活動せしめて、これを達することが出来るからである。

かくて、營利、所有、隷屬——これらが共同生活體をして、社會たらしめるのである——の眞實の意義に達する。こゝに至るも、これらの現象は單なる現象にあらずして、人格的發展の要件となる。社會そのものは、單に人格の一制度のみではなくして、この制度が、人間の發展階段の程度を示すのである。

故にすべての社會において、自己の獨立と他の自己に對する服従とを確保する資料獲得の行爲は、すべての個人を支配する。この行爲は、社會における行動の要因である。この行爲は個人とその生活の相異に從つて、異なるが、その本質においては變化はない。即ち、この行爲をなすことが個人に對して、その人格的完成と他人

の從屬とを獲得せしめることである。吾々は、この人間の外的行爲を規定し、現在のすべての人々の内に現存し、その全社會的地位を決定する意識を稱して、利益といふ。この利益が社會の原理である。何となれば、この利益は、すべての個人の他の個人に對する生存行動の中心點であり、從つて、全社會的運動を起すものだからである。所有の分配によつて與へられたる隸屬の關係が、社會の具體的形態を與へると共に、利益は社會の動因的原則である。而して、國家の原理が、國憲並に、行政に表はれてゐるやうに、利益の概念もその特有なる組織を有する。

第一に、所有によつて、他人を隸屬化する人の利益は、隸屬者の利益と直接に對立してゐる。この社會の第一の階級は、この隸屬を増加し、固定せんことを欲する。然るに後者はこれを廢止せんとする。これが、すべての社會の一般的性質である。この社會の性質の形態は、所有の分配並に、隸屬の關係を規則する條件によつて、決定せらるゝのである。所有が土地所有の形態を採つてゐるところでは、土地所有を分割せず、これを喪失しないことが、所有者の利益である。然るに非所有者は、土地所有の分割と彼等自身のための土地の獲得を利益とする。然るに所有の場合

は、資本が資本の活動と利益とを最もよく確保することが利益である。然るに非資本家は、資本の支配から免れた利益獲得の自由を要求する。所有が工業的形態の場合には、所有者は、企業の利益から獨り企業者にのみ歸屬するやうな労働及び賃銀制度を要求する。然るに、労働者はその労働に對して、單に、勞銀のみでなく、その上に他の利益をも求めんとする。以上の三種の所有形態が同時に存在するときは、これらの三形態の利益は相互に相反する。土地所有者は、資本家に、資本家は地主に従屬せざらんとする。企業家と資本家との間もまた然りである。同一階級中においても、大所有は小所有と鬭争する。何となれば、大所有は、常に小所有を隷屬せしめんと試みてゐるからである。所有並に營利の種類を増加するや、利益の關係は益々錯綜するに至る。

これらの錯綜せる利益關係も、組織的にこれを認識し得るのである。而して、社會概念に基礎を置き、その原則によつてなされた認識は、社會の科學の第一領域をなすものである。即ちこの利益關係を認識することが社會科學の根柢をなすものである。

既に吾々は國家の原理は、すべての個人を完全なる自由、即ち完全なる人格發展に到達せしめるにあり、而して社會の原理は、個人を他の個人に従屬せしめること、即ち他人の從屬による、個人の完成を意味するものであるといつた。故に、國家の原理と社會の原理とは、相互の矛盾にあるものである。故に、人間の共同生活においては、互に衝突闘争する兩極の存在することは眞である。この兩極、即ち國家と社會とは、相互に相衝突するが故に、人間の共同生活を構成するものである。而して、人間の共同生活は、この兩種の要素の本質と勢力が充分に認識せられて始めて、知り得るのである。この共同生活を形成する對立は、一定の時、一定の場所にのみ存する現象ではなくして、普遍的現象である。故に、この兩者の本質を研究することによつて、始めて、人間の共同生活状態を説明し得るのである。

然らば、この國家と社會との矛盾は、一の他による單純なる否定と見ることが出来るか。もし、國家と社會とが全然相異なる根底に立脚して、人間共同生活の中に、敵對してゐるとすれば、然りである。然るに、この場合は、これを否定しなければならぬ。國家も、社會も共に、人格の原理から發生したもので、人格より發展した二つの

相異なる組織に過ぎない。兩者の關係は、矛盾の關係にあるが、兩者に共通である高さものによつて、規制せられ、兩者の鬭争は、この法則的運動によりて、支配せられる。

國家と社會との對立は、共同生活體の生活を形成するものであるが、この法則が一度發見せらると、共同生活體の生活の法則たるに至る。それは過去を包括すると共に、將來を支配する。それは、人間の共同生活の自由における必然である。それは、人類がその運動を形成するときに、準據すべき永遠の根本形式である。

この法則を發見するためには、吾々は、尙ほ、この國家と社會との矛盾の本質とその結果について觀察しなくてはならぬ。

一一

吾々の論ずるところは特殊の國家形態ではなくして、國家の純粹概念についてである。即ち道義觀念の實現としての國家についてである。一體として結合せられてゐる對立の本質は、各々の部分がそれ自らの力によつて他を支配しやうと

するところにある。國家と社會との對立關係においても、この對立關係からのみ、一が他を征服しやうとする運動が起るのである。而して、この運動は人間共同生活體の生活において、第一にして、外的に認識し得る内容である。

一般的人格としての國家の純粹概念は差別なき個人人格の多數を包含する。概念的にいへば、個人は國家に對するとき常に他の個人と共に自由であり、平等である。この自由の原則の適用せらるゝ一國家の成員の全體は、また共同生活體の社會組織を形成する人格者と同一である。社會の概念とその實際の狀態とはこの多數者が平等とも考へられなければ、また平等でないことを示してゐる。然り、吾々は社會において、その最も一般的不變的關係として、支配階級と隸屬階級とを見るのである。かくの如くして、すべての共同生活體においては、國家の原理と社會の原理との對立が示されてゐる。すべての國家生活はこの矛盾を有してゐる。すべての國家は社會によつて攻撃せられ、これと闘はねばならぬ。こゝで國家は社會に對して、また社會は國家に對して如何なる關係にあるかの問題が生ずる。

國家の富、權力、幸福は個々の國民の富裕によつて制約せらるゝことは前述の通

りであるから、社會における支配的權力的階級だけを觀察すれば、それは明かに國家の理念と完全に調和する。國家はこの階級の存在を欲し、それを保護維持しなければならぬ。何となれば、この階級の成員において、人格の外的狀態の理想が實現せられてゐるからである。たゞ隷屬階級の存在は決定的に國家理念と矛盾する。

隷屬階級が數において増加し、國家の大部分を占むるに至ると、國家生活の正しい發達は不可能となるから、國家はこの階級の存在を廢止しなければならぬ。國家の理念の要求と矛盾するものは、社會そのではなくして、この隷屬的不自由的階級の存在である。この方法は簡單である。國家はその理念を國憲と行政とにおいて實現するものであるから、國家は下層階級の隷屬を廢止するためには、その國憲の中に、最高の法的原理として公然の平等を設定し、行政においては、下層階級の向上を國家行動の最も重要な對象としなければならない。

斯くの如き社會的秩序の存續は、この隷屬の維持に依存してゐるので、下層階級の向上を目的とする國憲並に行政上におけるすべての政策は現在の社會的秩序殊に支配階級の社會的状態と背反する。この政策の遂行と共に國家は支配階級

と激烈なる對抗を形成する。而してこの對抗は要するに國家の原則と社會の原則との對立である。國家の下層階級向上政策の遂行は直接にその支配と享樂の依存してゐる隷屬を上層階級から奪ふことになるので、上層階級は國家の理念の實現せらるゝことを極度に恐れる。彼等は純粹なる國家理念の眞の反對者である。この對立の結果は如何。一言にしていへば、上層階級は國家理念の性質を變更することも出来ないし、また國家權力を廢止することも出来ず、國家權力に反抗することも不可能であるので、彼等はこの種の結果を拒否するために、國家權力を略取せんとするのである。

一一

支配階級がその利益のために國家權力を略取するとすれば、國家權力自體はこの階級の強權に對して、自らを防禦すべき力を有するや、もし有せずとすれば、支配階級は如何にして、事實上國家權力を略取するやの問題が起る。國家と社會との闘争の必然性が支配階級の特有なる永續的性質に發し、而して支配階級自らも永

續的のものであるから、この問題は必然的に偶發的、一時的のもではない。それは必然的で、根據があり、繰り返すものである。而して、この問題は歴史的事實の考察によつて解決せらるゝものではない。吾々はたゞ社會と國家との本質を通じてのみこの問題に答へることが出来るのである。

人格概念としての國家は純粹なるが故に、その存在は抽象的である。而して、國家は個人に對しては、個人の國家歸屬の必然性において現はれるのみである。各個人は最高の人間意志、最高の行爲を欲する。然るに國家のこれらの意志及び行爲は實在の個人を通じて現はれなければならぬ。即ち國家は個人にその機關を求めなければならぬ。個人は社會の中に生存し、社會は個人の地位を支配する。國家の意志並に行爲はこの個人によつて行はれるものであるから、國家の生活の中に社會生活の侵入して行くのは必然的であり、不可避である。かくて個人は國家の憲法並に行政に對して、彼等の社會的要求、希望等を挿入する。故に現實國家において、國家理念は實現せらるゝことがないのである。國家は、かくの如くして、社會外に出づることが出来ず、従つて、國家から社會的要素を除去することが出来

ない。故に國家はその概念に従へば支配的のものであるが、現實においては服従的のものである。

國家理念の有機的内容は國憲と行政である。國憲はその概念に従へば、國家意志の組織、または人民の多數の意志から統一的の國家意志を形成する形態である。支配階級は國家權力をその掌中に握把するのであるから、彼等は下層階級を、この國家意志の形成に對して、除外するのである。而して、この下層階級の排除は一定の條件を設けることによつて行はれる。この條件中最も直接的、最も明瞭なるものは、社會の分岐を形成する所有である。所有を國家意志形成に對する參加の要件たらしめ形態は租税である。租税を憲法にとり入れることによつて、憲法はその社會的性質を完成するのである。租税は具體的憲法の一般的必然的形態でない如く、政治の基礎を形成する所有もその内容において單純ではない。それは一定の特權を有する所有である。故に所有の種類、相異は憲法の種別を形成する。國家意志の形成に參加し得る所有は、社會において、所有階級の支配を確立してゐる一定種、一定量の所有である。このことを明かにするためには、諸君は顯著なる

土地所有者たる貴族のみ、國家意志形式の代表者たり得た封建制度を回顧せられればいゝのである。

國家生活の第二方面は行政である。行政は國家意志の內的決定の組織である。憲法は一定の一般的、繼續的の國家の機能を表示し、行政はこの國家機能を國家の名において執行する機關である。故にそれは國家の全權力と主權とを有するのである。この國家機關は官廳の概念を作る。國家の行政は官廳を通じて行はれる。官廳にありて、行政を行ふものは官吏である。支配階級の國家支配は従つて、この點に達さなければならぬ。支配階級はその階級的利益から官廳を占領し、己れの利益を代表する官吏を任命する。かくて、行政の階級的支配が完了したときには、行政は更らに支配階級内部における個人の利害の競争となり、官吏の任命及び行政の問題は支配階級中における個人的關係、富結合その他の關係によつて支配せらるゝ。こゝに至つて、全國家的權力が社會における支配的階級の掌中に握らるのである。以上は支配的階級の國家的權力掌握なる消極的方面に過ぎない。支配階級は國家權力の略取そのものを目的としてゐるのではなくして、更らに積

極的にこの國家權力を自己の階級的利益のために利用する方面に活動するのである。

一階級の他階級に對する隷屬の基礎は所有である。然るに所有は獲得せられたいものであるから、何人によつても獲得することを得るのである。所有の獲得は、隷屬階級の成員に對しても自由であるから、隷屬階級による所有の獲得は、支配階級の存立とその國家權力に對する支配に危険を及ぼす。故に支配階級は社會制度をその階級的利益に對して安固ならしめると共に、現存の所有關係を無所有者の所有獲得に對して安全ならしめるに至る。この所有保護の政策は先づ法律制度として現はれた。それは最初の、最も保有し安い形態の所有である土地所有について行はれたのである。土地の賣買禁止、また不分割の原則がこれであり、土地の賣買または相續を支配階級の成員に限定する法律がこれである。この原則から長子相續制、世襲財産制の如きが発生した。資本所有はその獲得甚だ容易で、何人もその勞働によつてこれを獲得すると共に、何人の勞働もこれを獲得せんとする。この場合には勞働そのものを法律によつて制限する方法がある。それはインニ

ング、ツンフトのやうな組合、特權、獨占などに現はれてゐる。營業の自由の行はれて、これらの諸制度の廢止せられた所では、他の方策が用ゐられる。勞働から利益を獲得することによつて資本は成立する。而して資本所有はその勞働に對する支配を確保するために、この利益を必要とする。然るに勞働もまたこの利益を獲得することによつて、勞働と所有の差異を撤廢しやうとするのである。こゝで國家の行政的權力は勞働者の抑壓に用ゐられる。かくして、勞働者は雇主の支配下に抑壓せられて、利益の獲得に参加することを合法にあらざとせらるゝのである。これが國家の勞働、警察とも名づけられるものである。

この支配階級の諸政策は、社會的權利 (Gesellschaftliches Recht) の概念の下に概括することを得るのである。この社會的權利は上層階級によつて支配せられた行政の結果であるから、それはまた一階級の支配が如何なる程度に到達せるやの程度を示すものである。即ち社會的權利の制度は國家權力に對する各階級の支配の程度を表示する標準である。かくて一階級の支配が確立せられると家族なる要素から一の新概念と一の新權利とが發生する。一階級に屬する家族はその社會

的地位をその子孫に傳へるのである。而して、すべての社會において家族の成員を一階級に結合せしめるものは、生誕なる事實である。上層階級の徹底的支配はこの事實から一の権利を作り出さんとするのである。生誕なる事實によつて一階級に加へられることは舊時から行はれてゐたことであつて、法律はこの制度を法的に確定したに過ぎない。即ち生誕によつて階級の成員たることを得るに至ると所有の獲得はこの生誕者に對しては何等階級歸屬の要素たらざるに至つた。故に所有とその獲得は階級内においての段階を形成するに止まるに至つた。而してこの事實が國家によつて認められて、階級から身分(シユタンド)が發生した。身分の權利は、他の社會的條件に何等顧慮することなく一階級内の生誕者に對して與へられたのである。故に社會的權利は、身分權においてその最高頂に達した。上層階級の下層階級に對する支配は國家權力の利用によつて、即ち身分制度の制定によつて、殆んど絶對的のものとなるに至つたのである。一階級による國家の支配が最も完全なる形態において表はれてゐるのは、カスト制度である。身分制度の場合においては、國家の社會的形態をもつて國家の理念と同一視するに過ぎ

ないが階級の國家支配が完成せらるゝと、その社會的國家形態をもつて、神の現はれなりとする。而して社會的階級の分岐を神の制度なりとするに至る。かくて、階級の支配は、單なる身分權に止まらずして、神の權利たるに至る。故にこの階級的區別を破壊せんとしたものは神に對する暴逆に等いと考へられるのである。かくの如く神聖化せられた階級がカストである。カスト並にカスト制度は國家に對する社會の絶對的勝利を示すものである。カスト制の國家は單に國家權力と國法とを社會的分岐と同一視するに止まらず、國家理念とこれとを同一視する。故にこの状態を稱して、絶對社會といふのである。

國家及び法律における自由並に不自由の本質がこゝにおいて明かになる。人格理念の最高形態として、その權力によつて、各個人の最高完成をその任務とする國家は、その内的本質上自由である。然るに、全社會の原則従つて社會における各階級の原則は利益である。この利益の内容は一定の社會的地位を主張し、または改善することである。而して、よりよき社會的地位はこの地位の保持者に對して他を隷屬せしめることによつて維持せらるゝ。故に階級的利益は常に他の隷屬

を要求し、この隷屬の形成によつて利益を獲得せんとするにある。このことによつて、一階級は自由にして、獨立となり、他の階級は不自由にして隷屬的となる。支配階級はこの利益を確保し、隷屬を維持するために國家權力を用ふる。一階級の特殊なる社會的利益のために、國家權力が強要され、使用せらるゝときに不自由は成立する。國家が一階級の特殊利益を不可侵の權利と認めたる場合は、法的、不自由であり、一階級が國家權力に對する完全なる支配を確立した場合は、政治的、不自由である。

一三

斯くの如き法的並に政治的不自由の存在に對して國家は自由の實現者としてのその理念に従つて、即ち國家のみ自由を與へ得るのであるから、國家はその國憲に自由を制定しなければならぬと主張するものがある。この主張は國家自體が社會の權力及び要求に對して抵抗能力を有すといふ誤想に出發してゐる。然るに純粹國家はこの能力を持たぬ。國家の無能力はすべての抽象的なるもの及び

理想的なるものの無能力である。國家は事實において社會外に存在するものではない。その國民も官吏も、彼等が國家關係に入り込む以前に、生誕、教育、社會的機能等によつて、一定の社會的部分に屬してゐる。國家の意志決定、國家機關の運営はこれらの個人によつて、なされる。従つて國家は社會によつて支配せらるゝに至るのである。

國家自體はその理念においては自由なるにも拘らず、社會の國家權力の略取によつて自由ならず、社會はその原則上自由でないとすれば眞の進歩の可能性は、國家及び社會の上に立ち、兩者よりも強力なる要素中にあるといはざるを得ない。

國家及び社會が人格の本質から成立したもものなることは既に説いた。人格の高き使命に對する欲求が國家におけると共に社會においても多様性とその多様性の統一とを成立せしめた。吾々は國家及び社會を種々に解釋し得るであらうが、その最も妥當なるものは、兩者を人格完成の使用に對する條件として考へることである。この本分を遂行しつゝある間は、兩者はその眞正なる存在の目的を達しつゝある。然るに、兩者がこの本分を離れるに及んでは、この高き理念と衝突矛

盾するに至る。こゝにおいて、この高き理念はその活動を開始して、再び兩者をその正當なる道に歸らしむるのである。故に人格とその本分とは國家と社會とよりは強力にして、兩者を自由に奉仕せしめる。こゝに、國家及び社會の運動の研究の第二の大領域が存する。それは不自由の運動に對抗する自由の運動である。

自由の運動には三つの原則がある。

第一、不自由は社會的秩序の性質によつて與へられ、自由の機關たる國家よりも強力である。故に不自由及び隸屬の發達と共に、自由の運動は國家生活内に起らずして、社會秩序の範圍に起り、この内に經過する。これが社會の自由の歴史に對する第一原則である。

第二、社會的秩序は國家的秩序を決定し、支配するものであるから、社會が實際に、人格の作用によつて、即ち自由の分子によつて、改造せらるゝや、國憲並にすべての社會的權利の改造がこれに續づくのである。而して、これは改良または革命の二つの方法によつて、行はれる。

第三、國家は自由の原則であるから、自由の運動は常に自由的社會的要素を國

家理念に向け、新らしい國法制的概念と學說とを與へるのである。同様の根據から自由の運動は、自由の要素が國憲に實現せらるゝに及んで終息する。

既に述べたやうに社會における支配、従つて國家意志並に國家行政に對する參加は財とその分配の狀態に依存してゐるから、社會的秩序の改造従つて、被支配階級の政治的隸屬の廢止は、社會的隸屬を規定する財の所有に觸れなければ無意味である。故に隸屬階級の向上は、その階級における向上の條件たる財の獲得を前提とせねばならぬ。

自由とは精神的並に物質的の世界における人格の自己決定である。自由は精神財並に物質財に對する支配の設定である。個人に對する精神財の所有を稱して、ビルディング教養といふ。精神的なるものは物質的なるものを支配するが故に、教養は社會的階級支配の絶對前提である。故に、教養の獲得から隸屬階級の向上は始まるのである。而して他面現實に獲得せられた教養が不自由者に對する社會的自由の第一の必要である。

すべての教養は純粹な個人的事實である。而して個人は社會的秩序の内に生

存するが、社會的秩序は個人にとつて外的のものであつて、個人を支配するに過ぎない。然るに、內的なるものとしての教養の發達は事實において、ある程度まで社會的諸關係から獨立してゐる。精神的の財には限界がない。何人も他を拘束することなくしてこれを得ることが出来る。従つて隸屬的階級の成員と雖もこれを獲得することが出来る。故に下層階級の教養に對する努力は自由の運動の第一要素であり、この努力の一般化が社會的隸屬階級の支配階級に對する鬭争の第一段である。精神財の平等の發達としての一定の教養は必然的に社會の新らしい純粹精神的原則に導く。純粹人格の最も純粹なる形態は精神財において與へられてゐるので、個人における教養の進化は人格平等の發達である。この平等はその始めにおいては、すべての教養に對して單なる事實に過ぎない。然るに意識的體系に進んだ教養または科學はこの事實から一の原則を作る。何となれば、個人の教養能力が養はれてゐないところでは、事實上の民衆的教養は不可能だからである。この平等なる教養能力の原則は人間平等の原則である。この教養は單に精神財を増加せしめるのみでなく、また物質財の獲得をも容易ならしめる。物

質財は原料と労働の所産であつて、労働は個人が多く、教養を有するときに、より能率的である。故に教養もまた物質財の獲得に對する必然的條件である。

物質財は半ばその性質上、半ば社會組織によつて、その獲得が一般的に制限せられてゐる。然るに人間とその進歩能力及び人口は無限であるので、教養が財の獲得に用ゐられる場合、二つの可能なる道がある。その人は物質の存在量が甚だ充分であつて、すべての個人にその人格的精神的發達または教養の程度に従つて、一定の財を與へ得ると同時に、經濟組織並に關係が適當なる獲得を個人に許す場合である。第二は、物質の存在量は既に個人に分配せられ、従つて經濟關係は個人の教養を可能にするけれども、所有の獲得、または欲望以上の獲得の餘剰を不可能ならしめる場合である。教養に始まつて、平等の原理に到達するすべての社會的發達は必然的に、この二のつ道に遭遇する。これらの場合が起つた場合に、その社會並に國家に對する結果は如何。物質財に對する自由の運動の經過、即ち不自由運動に對するその經過は何であるか。

然らば、如何に下層階級はその教養の結果として所有を獲得するか。人が所有によつて欲するところは、物質に對する支配欲を充足し、この支配の中に存する享樂を求めらるゝにある。これに對する手段は労働である。而して生産を行ふ労働は苦痛であるから、人々は労働なくしてその欲望を充足せんことを考ふるに至るのである。このことが不勞所得による外はないとすれば、すべての人の目的とするところは不勞所得にある。

所有階級はその物質の所有を價值に轉化することによつて、自己の労働を働かすことなくして、他人によつて、その欲望を充足し得るのである。而して、この所有は社會的權利として認容せられ、これによつて保護せらる。故に所有階級に對しては自己の労働は不必要である。彼等はたゞその所有の權力をもつて、他をして自己のために労働すべく強要する。かくて、所有階級は有閑階級たる一面を作り出す。このことは有産、無産の對立よりも積極的に有産對労働の對立を作り出す

のである。

然るに労働階級は徐々としてその教養を獲得することによつて、漸次物質財を集積するに至る。教養の進歩と共に物質財の獲得の程度を増加し、その階級の多數者が精神財並に物質財の獲得によつて、社會的並に國家的自由を要求する點に到達する。この點に達すると、隷屬階級と支配階級の間には本質的の差異が存在せざるに至るのである。然るに、舊來からの社會的並に國家的法律は尙ほ存在する。隷屬階級は國家權力から除外せられてゐるので、國家を通じて、その變化した状態に應ずる法律の變更をなし得ないのである。こゝで矛盾が起る。即ち社會の現實の状態に應ずべき法律が、社會の實狀から離れ、現實の社會と法的社會との對立が発生するからである。この對立がすべての自由の運動の始源である。

この矛盾を解決すべき方法は二つある。その一は政治的改良であり、その二は政治的革命である。政治的改良はこの矛盾の自然的にして理性的なる解決である。隷屬階級はその精神的並に物質的所有の一定點に達すると國家理念並に人格理念に従つて、その状態に適應する國家の憲法と行政とを要求する。而して國

家の政治的改革は二つの方法においてなすことが出来る。その一は國家行政の改革である。行政の組織即ち國家機關と國家の機能とを改革するにある。この種の改革は社會的問題に關すること甚だ少く、改革はこゝに止まらないで、革命がこれに續くのである。これと類を異にするものは、變更せられた社會状態に應ずる公法の變改を求め、社會的に平等なるものに對しては法的平等を與ふることを求める國憲の改革である。而して、政治改革と政治革命との異なる點はこの國憲の改革が現存國家權力によつて行はれるか否かの點に存する。

社會状態と政治状態の矛盾の解決、即ち下層階級の政治的改革要求に對して、支配階級が社會状態に應じた法的改革をなさぬ許りか、この要求を斥け、彼等の要求と闘ふに至つて、革命前夜の状態を現出する。この社會状態は、支配階級が尙ほその權利を主張し、國家意志を占領してゐるが、權利の内容、即ち支配の必然性は財の新たなる分配によつて、最早存在せず、反つて被支配階級は財の獲得によつて支配階級とその實力を同じくしてゐるが、たゞその法的認容を得ない状態である。ここに矛盾と闘争が起る。この闘争において、從來の支配階級が勝利を獲れば、隸屬

階級の社會的權利は尙ほ一層制限せらるゝ。然るに、隸屬階級の勝利は從來の社會的權利は廢止せられ新しい國憲が制定せらるゝであらう。この經過を稱して革命といふのである。

支配階級が有閑階級となり、財の獲得が勞働階級のみ職分となると、教養の増加と共に精神的自由が發達する。これが國家改造の第一の物質的始源である。而して支配階級が勞働階級の要求に適應しないとき、革命への最初の物質的根據が置かれるのである。革命は國家權力の奪取を目的としてゐるから、革命以前に關する明瞭なる原則が確立せられなければならぬ。而して、平等の觀念の基礎の上に國法學說並に憲法草案が作らるゝに至ると、民衆における教養は自己意識に達したのである。これが革命の精神的にして第二の基礎である。これらの基礎の上で、被支配階級の成熟の充分なる場合には、革命は必然的にして、全然自然的なる歸結である。成熟の不十分なる場合には、革命の充分なる基礎を缺くものであるが故に、革命は效果なく眞正の革命とはいひ得ないのである。不眞正なる革命の結果は、隸屬階級の徹底的抑制たるに至る。

革命の成就せらるゝ場合においても、それは嚴密に社會における財の分配に適應する。然るにすべての革命運動は隸屬階級の成員に對して平和を約束する即ち革命の原理は平等にありとする。隸屬階級の成熟が相當の程度に達したとしても、同階級内においては同じく財の分配に關する不平等が行はれる。革命の成就是財の分配に適應するが故に、革命成就後の同階級における權利の同一なるは期し難い。すべての革命運動はこの深き矛盾をその中に藏してゐる。故にすべての革命は昨日まで協同の戦線に活動した同一階級の成員から反對者を出す。以上の如く革命は一の原理で進行する事ではない。革命における眞の勢力は平和の理念ではなくして、社會的に不平等に分配せられた財である。革命を惹起せしむるものは哲學的眞理にあらずして、社會的階級である。この國家の憲法の變改を求めするための國家權力の征服たる革命はすべてを解決するであらうか。社會問題は國憲問題をもつて終らないのである。

一五

政治的革命は身分的シユクンテスベツ所有即ち不勞所有による社會の支配を廢して、勞働によつて獲得せられた所有を社會の基礎とし、その分配状態をもつて社會階級の組織を決定するものとした。

勞働による所有は他の同種の所得に對抗する必要上、自ら増大せんとする。故に一旦獲得せられた所有は必然的に再び營利資本たるに至る。所有獲得の人間の能力は勞働力である。勞働力は營利の條件で、必然的に所有を發生せしめるものではないが常に營利に對して努力するものである。然るにこの目的を達するためには、勞働力は勞働の對象である材料を所有しなければならぬ。勞働の材料は資本に屬してゐる。故に勞働力は資本と結合せねばならぬ。こゝに資本と勞働との自然的關係が成立する。かくの如くして、政治的革命は社會の階級を所有者と無産者に分つた。所有階級は營利資本を、無産者は無資本にして勞働を有する階級である。

この状態はその始源においては、完全に調和的であつて、人格の概念に適應したものであつた。營利資本は人格的勞働によつて達せらるゝ物質的發達を代表し、

無資本労働はこれを達すべき能力である。この點において兩者は完全なる調和をなすものである。従つて、財の獲得から除外することは、それが如何なる形態においてするも、自由の理念とは矛盾する。事實において無資本労働は資本の獲得から除外せられてゐる。何となれば、この労働は労働者の欲望を充足した後の餘剰から資本を作り出さねはならないこと、資本の自ら増大せんとする傾向を有する二つの事實が存するからである。而して資本の増大は生産費用と價格の差異より生ずる利潤によつて生じ、生産費用中労働の費用が最も大であるとすれば、資本は勞銀を低くすることによつて、最もよくその増大欲を充足することが出来る。故に資本と労働との利益は背反する。こゝに矛盾が起る。かくて資本と労働との利益背反は一の社會的制度となつて、有産無産の階級を生み、従つて一の身分制度(シュタンド)と化するのである。これが營利社會(Erwerbsgesellschaft)における不自由である。營利社會とその以前の所有社會との差異は所有社會における所有者が有閑階級となつて労働せざるに反し、營利社會における所有者は労働する。この所有者の労働は營利社會における競争になつて現はれ、無産者をして財の獲得を

妨げるのである。然るに無産者の教養は年と共に増加して、この矛盾を批判し、平等の觀念に到達することは、政治的革命運動の場合におけると同じである。これは最も深い矛盾の状態である。而して人はこの矛盾と闘はんとするのである。このことは人間の本質に深く根ざしてゐることであるから、社會の外的權力をもつてこれを抑壓することは出来ない。何人もこの營利社會中の要素から發生した運動を妨害することは出来ない。歐洲においては、既に政治的改革並に革命の業を終つて、社會改良または社會革命の時代に入りつゝあるのである。

一六

人格平等の觀念の起つて來る時は、營利社會における矛盾が隸屬階級の意識に登り來るときである。この觀念は矛盾を認識すると共に、これが解決についても考察するのである。而して營利社會内における矛盾かその度を強めれば、それだけはこの思想運動は強烈となるに至る。その経過は政治的革命の初期において、憲法論が發達するやうに、社會運動の初期においては、社會學說が行はれるのであ

る。この社會學說を唱導するものは個人であるが、その共同の要求は、物質財の獲得に對する各個人の人格的決定である。而して、この社會學說は共產主義、社會主義及び社會民主主義の系列的發達をなすのである。

第一は共產主義であるが、この思想は、平等の原則から、所有並に無産階級間の對抗を觀察し所有を隷屬と不自由の根據とする。故に隷屬を廢せんとすれば、その根據たる所有を否定しなければならぬ。個人的財産一般はこれを廢止しなければならぬ。平等の觀念の第一の社會的内容は個人的財産の否定であつた。それは個人の所有を廢すると共に、生産並に生活に要するすべての財を共有にすることである。この原則を主張するものが共產主義である。然るに共產主義はその物質上の不可能を別とするも、その原則の内に一の矛盾を藏する。共同生活は國家においても、共產主義社會においても、個人によつて運營せられねばならぬから、共產主義社會も個人に對して勞働の分配及び執行を任さねばならぬ。而して、個人がその勞働の選擇權を有するとすれば、勞働を必要とする各人は彼に隷屬するが故にこのことは直ちに廢されねばならぬ。これに代つて共同生活體が勞働を執

行しなければならぬ。然るに共同生活體もまた個人によつて運営せらるゝが故に、この個人が労働の指揮者となり、全労働者従つて社會は彼に従屬するに至るのである。かくの如くして、共產主義は自由の名において貧困を發生せしめるのみでなく、眞の隷屬を生ぜしめ、平等の觀念と矛盾するに至る。

次に社會主義である。一國民のすべての富は労働によつて發生する。故に資本も集積せられた労働に過ぎないものである。労働が果たして財を作るものとするれば、すべての労働に所有を與へなければならぬとするのは必然である。故に労働が他人の資本に従屬し、労働の成果が労働者にあらずして、資本家に歸屬する營利社會の關係は一の矛盾である。故にこの矛盾を解決し、労働と自由とが一致するためには、労働に適當なる所有を労働者に與へなければならぬ。労働を主要事項とし、社會の指導的原理とし、労働をして資本を支配せしむるやうな組織を總稱して社會主義といふのである。社會主義の根據は労働であり、次には個性である。社會主義は人格の個性を廢して人間の抽象的平等を實現しやうといふのではない。故に社會主義は共產主義のやうに、個人の無差別と全體の無秩序を主張

するものではなくして、所有から獨立した純粹なる労働の組織の上に建てられた社會である。この社會主義もまた一の矛盾に陥つてゐる。何となれば、資本の單なる所有と異なる點は資本が過去の労働の集積なる點においてある。而して現在の労働は過去の労働の發達あるがために價值あるのである。故に労働はその前提として労働の集積がなければ大なる價值を取得することが出來ない。故に營利の原則と社會主義とは相容れないのである。それは従つて生産の原則と相ひ容れないのである。

社會主義並に共產主義に缺點の有することを悟つた社會運動は第三に社會民主主義に傾いてゐる。前述のやうに労働者の必要とするものは資本である。然るに資本家は資本を自ら使用するが故にこれを労働者には提供しない。こゝにおいて労働者は國家によつてその社會的平等の理想を實現せんとする。即ち労働者の労働力と國家の提供する資本とを結合し、國家企業家たらしめることによつて、資本利潤を労働者に歸屬せしめんとする企圖である。この思想は吾々が労働組織の理念と稱するものであるが、これに對しては、經驗的事實(ルイブランの國

民工場の失敗を別とするも次のやうな非難がある。國家的企業に加入する労働者の類が多くても少なくとも都合が悪いことである。而してこの企圖は結局労働の引き上げを意味するが、このことは自ら崩壊すべき運命にある。何となれば、この結果は生産物の騰貴であり、昂騰した貸銀の消費は必要品の價格の騰貴となるからである。第二の方法は信用組織の理念と稱せらるゝ方法で、労働者の要する資本をその労働能力に應じて無利子で貸し與へることである。國家は労働者に貸與する資本を何人かこれを所有する者から取得しなければならぬ。乍併、國家の諸機關は支配階級によつて占有せられてゐるので、この目的に應じて、労働階級に資本を貸し與へ、労働者をして所有者たらしめることは、自己の支配階級たる地位を危くすることであるから、支配階級はその國家占有によつてこの企圖に賛成しないであらう。信用組織の思想はこの點で矛盾を惹起する。こゝにおいて、斯くの如き一種の國家社會主義を主張するものは、この目的に適するやうな國憲を作らんとする。無産階級の多數なるを根據としての一國憲を作らんとする。それは社會民主主義の原則で、憲法上では普通選舉を行政上では、労働階級における

社會的隸屬の廢止を主張するのである。即ち社會民主主義においては、憲法上では民主主義を、行政上においては、社會的要素を主張するのである。

思想上のこれまでの發達によつて、社會における矛盾はその最高潮に達する。而してこの矛盾の解決方法に關しては、政治上の場合と同じく、社會改良と社會革命との二つを考へることが出来る。

一七

社會の實狀と思想との矛盾するに至ると、これまで勞働なる概念の下に一括せられてゐたが、而して、その社會的狀態と經濟的職能とを共同にして、然も共同の意志を有してゐなかつた下層階級の一部から社會制度に對して一定の見解を有する意識的獨立的な權力が發生する。これがプロレタリアである。プロレタリアは平等の社會理念を所有階級に要求する。プロレタリアはまた國家に對して、その概念または法則に反することを爲せと要求する。國家が彼等の要求を充たさない場合には、彼等はただ國家が所有階級の支配下にあるが故にその要求を容れ

ないと信じて、進んで國家はその如何なる形態においても、社會的理想を實現する能はずと斷じ、自ら進んで國家機關を占領せんとする。而して、プロレタリアはその數において所謂階級よりも多く所有階級の成員よりも勇氣あり、決斷的であると信じてゐるが、これは眞實ではない。故に彼等の國權の占領は常に民主黨との聯合において行はれる。この民主黨とプロレタリアの國家とその權力を征服せんとする革命を稱して、社會革命といふのである。

社會革命は社會及び國家の原則と絶對的に矛盾する。それは進歩でもなければ、進歩の條件でもなくして、一の不幸であり、その傾向において純粹なる不能である。而して一階級の社會的支配は常に一般的利益を犠牲として特殊利益を追究する。故に勞働が資本を支配するところにおいては、資本が勞働を支配するところにおいてよりも自由であるとはいひ得ないのである。従つて、プロレタリアの勝利はその目的に従へば、自由の勝利なるべき筈であるのに、事實においては不自由の勝利となるのである。而してこの不自由の支配要素たる下層階級は眞の支配の條件を具備してゐない。下層階級の支配の基礎たる物質財を有せず、また精神的に

も所有階級よりも優れてゐるとはいひ得ない。故に、プロレタリアの勝利は社會及び國家の原則とも、また支配の原則とも矛盾する。それは二重の意味においての矛盾であり、絶對の不自由である。

これを經濟的方面から見ても、プロレタリアの國權掌握は國家をして労働者に資本を與へんとするにある。労働を要せざる資本を與へんとするにある。然るに、このことは資本の概念と撞着する。資本は労働によつて獲得することによつて資本なのである。故に國家によつて與へられた資本は最早資本ではなくして、單なる贈物である。かくてプロレタリアは資本の經濟を語るか、一時享樂のため使用することによつてこれを消滅せしめてしまふであらう。而して國家の資本讓與によつて起ることは、資本所有者たる優良階級が貧困となると共に、以前の貧困者は何等その經濟的狀態を改善することがないで止むのである。

プロレタリアの支配は內的には以上のやうな矛盾を藏してゐるので、彼等は外的要素によつてこの矛盾を保持せんとする。その第一は普通選舉である。プロレタリアの絶對的多數を前提としての普通選舉によつて、憲法の改革によつてプ

ロレタリヤの支配に有利ならしめんとするが、このプロレタリヤの多數なることは事實上存在しないし、また革命時に際して、プロレタリヤは多くの味方を獲得するの望みがない。故にこの方策も成立しない。次には暴力支配である。すべて
の支配と同じく、暴力支配も、その支配せらるゝものの存在を脅かすものである。
而してプロレタリヤの支配の對象は上層階級にあるのであるから、上層階級はその性質上、未だ權力を所有してゐるので、直ちにプロレタリヤの暴力に對して應戦する。而してプロレタリヤは暴力によつて階級を抑壓せんとするが、その際この階級と共に社會の基礎をも破壊するに至る。こゝに恐怖の支配が行はれる。然もプロレタリヤはこの支配を確立するだけの力を持つてゐない。所有階級の組織的勢力によつて、この支配は破壊せられる。而して所有階級の勝利後も尙ほ暫くは暴力が維持せらるゝので、この間に暴力は兩階級から獨立の地歩を占めて、獨裁政治に化するのである。これが社會革命の終末である。

吾々は最後の階段に達した。社會問題の解決策としての社會改良を説くべき階段に達したのである。社會改良の理念の實現は單なる貧困の廢止ではない。吾々はプロレタリアと貧困とが近い關係には立つてゐるが決して同一物でないことを事實として知つてゐる。勞働能力を失ひ、または現實の勞働が人間の一般的自然的欲望を充足するに足りない場合に貧困は起る。然るにプロレタリアは、勞働者が努力しても勞働が資本を生まぬ場合に發生するのである。故に貧困は保護によつて助けることが出来るし、助けねばならぬ。然るにプロレタリアには營利の可能性をもつてすべきである。

社會改良による社會問題の解決は資本と勞働との關係、これによつて、社會憲法並に個人人格の發展を規制すべき法則の外には存在しないのである。資本と勞働との本質を觀察すると、社會を所有者と單なる勞働者に分ち、後者が前者に依存してゐることは、資本が勞働の所産たる限り何等人格の概念または人格的自由の概念と撞着することがないのである。この場合においては、資本の所有そのものは人格的生活の高度の發展階段に過ぎないものであるから、低度の階段を依存せ

しめるのは、高度の階段の絶對的本質たることを否定し得ない。而して、從屬的階段の勞働から高級階段の勞働能力が発生することも必然的である。故に資本並に勞働の内的本質を廢さない以上、この區別と隸屬とは必然的に存在する。故にこの區別の撤廢を社會改良の内容とするのは、人間の外的生活の性質に對する認識の誤りである。人は勞働による發展なくして、勞働から資本に至ることは出来ない。それは勞働の本質ではないのであり、またそれはプロレタリアの意志でもない。プロレタリアは決して資本家たんとするのではない。たゞプロレタリアは資本を獲得し得ればいゝのである。こゝに社會問題の内容が存する。

人間を自由ならしめるものは、外界の生物を克服してその用に供さしむるにある。故に自由への道は、人間の行爲により、その人格的な繼續的なる自己決定によつて、この支配に達することである。而して營利社會においては、この支配の表現にして、且つ現實なるものは資本である。故にこの社會における人格的自由への道は勞働力が資本所有に至る能力を持つことである。この能力を取得することによつて、個人は社會階級の形態とその隸屬とを破ることが出来る。故にこの可

能性は自由人格の絶對的要求であり、この可能性が實現し得る社會は調和の社會であつて、基礎の鞏固なる社會である。

これが現代社會における社會問題並に社會改良の内容を形成するものたるは疑ひない。たゞ現時のやうな營利社會において、勞働をかくの如く組織し、この組織によつて、勞働が適當なる種類と分量の所有を獲得し得るやが問題となる。勞働にこの可能性を與へる勞働、企圖、法律、施設、が社會改良の内容を形成するのがある。

社會形態が社會の諸要素によつて支配せられ、國權がこれに支配せられてゐるとしたならば、社會改良は何によつて行はれるのであるか。すべての社會の運動は利益に支配せられてゐるといつたが、この利益は、自己に對する意識的愛である。この愛はすべての人に存する。而して社會がその改良に活動するときには、この改良はまた社會の利益でなければならぬ。社會組織を成立せしめてゐる原則がこの組織における自由を否定するときには、人間を動かしてゐる永遠の法則の調和は廢される。故に人間の利益はこの自由を再び要求し、これを創生しなければなら

ぬ。而して、社會的勢力の全部を擧げ、且つ國家のあらゆる補助を受けて社會改良に斷えざる努力を致すことが所有階級の最高の利益なりとする所有階級の意識がこのことを完成せしめるのである。

以上がロレンツ・フォン・シュタインの「千七百八十九年より現時に至るまでの佛蘭西社會運動史」の卷頭を飾る彼の社會學思想の大要である。 (完)

文献 シュタインに關しては、その死去の當時ウイン大學の二學者によつて執筆されたシュタイン論がある。

Inama-Sternegg, "Lorenz von Stein" in der statistischen Monatschrift, Wien 1890, XVI. Jahrg. S. 429 ff.

Carl Menger, "Lorenz von Stein" in dem Jahrbuch für Nationalökonomie and Statistik III. F., I Bd.

この二論文が最も有名のやうである。その死去に際しては、尙ほ多くの人がこの學界の偉人について書いて書いてゐるが、繁を避けてこゝに擧げない。シュタイ

に生存中に彼を評論したものととしては、シムホラアを擧ぐべからう。

Gustav Schmoller, Lorenz von Stein 1866. in Zur Literaturgeschichte der Staats- und sozialwissenschaften. 1888.

最も纏つた研究として推奨に値するものは

Dr. Ernst Grünfeld, Lorenz von Stein und die Gesellschaftslehre. 1910.

であつて、シムタインを取扱つた唯一の單行書である。シムタインの社會學說並にその地位を論じたものには次の如きものがある。

Franz Oppenheimer, „Lorenz von Stein und die deutsche Soziologie“ in Soziologische Streifzüge 1927.

Paul Vogel, Hegels Gesellschaftsbegriff und seine geschichtliche Fortbildung durch Lorenz Stein, Marx, Engels und Lassalle. 1925.

Gottfried Salomon, Vorwort des Herausgebers zu Steins Geschichte der Sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage.

Georg Adler, Die Anfänge der Marxschen Sozialtheorie und ihre Beeinflussung durch

Hegel, Feuerbach, Stein und Prondhon in „Festgaben für adolf Wagner“ 同上譯平井

新三田學會雜誌第十九卷第三號

Béla Földes, Das problem Marx——Lorenz Stein in seinen Volkswirtschaftlichen und

Sozialpolitischen Untersuchungen 1927